

百人一首で熱戦



勝敗は5分ほどで決まるので、短時間の集中力向上にも一役

古典に親しみながら児童たちの国語力や暗記力の向上につなげようと、新宮小学校では授業から離れた取り組みの一つとして、昨年6月から百人一首をとりいれ、校内大会を開いています。

大会は各学年から3、4人を選び、約20人によるハンディキャップなしのトーナメント戦で行われます。対局は基本的に1対1、「詠み手」による和歌の上の句を聞いて、下の句が書かれている札を取り合い、獲得した枚数で勝負を決めます。1枚差の戦いも多く、1年生が上級生を負かすことも少なくありません。過去4大会の優勝者は6年、4年、1年、6年と、学年による力の差はないようです。

会を重ねるごとに進行も児童たちが行うようになり、第3回大会からは「審判」、第4回大会では「詠み手」も児童が担当しました。教頭の齋藤先生は「低学年のほうが見えも早い。負けん気の強い子が多く、家族で楽しみながらトレーニングしている子もいるようです」と感心のご様子。

使用している札は、五色百人一首と呼ばれ、20年ほど前に「子どもたちも楽しめるように」と東京の教育者が考案したもので、20首ごとに赤・橙・青・緑・黄に色分けしてあります。同校では大会のほかに暗記検定もつくり、一色分(20首)を覚えた児童には校長先生から認定証が贈られています。この12月には2年生男子児童が100首を覚え、全色達成第1号となりました。

校長の舘先生は「句の意味についてにはわからないだろうが、進学の力になるはず。大人になっても覚えていてほしい」とおっしゃっています。



第4回大会(12/7)終了後、入賞した6人を前に記念の1枚

今月の内容

2-3 行政からのお知らせ 1

- 市議会定例会開催
- 選挙啓発推進運動で総務大臣表彰
- 民生委員児童委員名簿
- 後期高齢者医療制度のお知らせ

4-5 まちの話題

- ほこたマラソン開催
- 火災に備えて消火訓練
- 家庭の日フォーラム開催
- 催しもの案内

6-7 行政からのお知らせ 2

- 確定申告相談
- 税金の納入は口座振替で
- 差し押さえ物件の公売
- 講習会案内・学生募集ほか

8 各種日程

- 新年のごあいさつ
- 休日診療・健康カレンダー
- こいのぼり募集中

鉾田市議会定例会開催

鉾田市議会定例会が12月4日から14日まで開催され、提案された30議案（うち議員提案3件）が認定（承認）されました。

今回の議会では、平成19年度一般会計・特別会計4件・水道事業会計3件の補正予算案のほか、鉾田市税条例、鉾田市国民健康保険税条例の一部改正案などが審議されました。市税条例の改正は、前納報奨金制度の廃止に伴うもの（6ページ参照）また、国民健康保険税条例の改正は徴収方法の改定に伴うものです。（3ページ参照）また、市教育委員会委員に石上守氏を委員とする人事案件も承認されました。



投票率アップに貢献

鉾田市地域活動支援センター「のぞみ」の皆さんが、明るい選挙の推進に貢献があったとして、このほど総務大臣表彰を受けました。

「のぞみ」では、昨年7月の参議院議員選挙において市が実施した投票率向上街頭キャンペーンに参加し、啓発物品の袋詰めや配布などの活動を行うなど、市民の、選挙への関心を高める活動に尽力されました。



市役所で行われた表彰式には「のぞみ」のメンバーとその関係者ら13人が出席、メンバーを代表して小室美穂さんから「これからも積極的に社会参加をしていきます」とあいさつがありました。

民生委員児童委員に委嘱状

鉾田市の民生委員児童委員が改選され、このほど各委員に厚生労働大臣からの委嘱状が交付されました。

各委員はそれぞれ、「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて選任され、地域の皆さんが安心して暮らすことができるよう、福祉に関する相談をお受けしていきます。



12月3日市役所で鉾田市長から委嘱状が手渡されました

（下欄名簿参照）

運動用マットをいただきました

「市民の健康づくり」に役立ててください」と、水戸ヤクルト販売株式会社（大関康男社長）からストレッチマット20枚が鉾田市社会福祉協議会に贈られました。同社では、毎年、製品の売上金の一部を県内の各自治体へ分配する「福祉ヤクルト」活動で、高齢者支援や障害者支援などを実施しており今回の寄贈もこれらの活動のひとつとして行われました。

鉾田市社会福祉協議会会長でもある鬼沢市長は「鉾田では、県が推進するシルバーバリアビリティ体操を普及しているところ。マットの寄贈はとてもありがたい」とお礼。社会福祉協議会の菅谷係長も「各区の公民館に向いて実施している健康体操などに使ってください」と感謝していました。



鉾田地区担当のヤクルトレディからマットが手渡されました
（12月12日市長室で）

◆鉾田市民生委員児童委員（任期：H19.12.1～H22.11.30） 敬称略

旭 地 区				大 洋 地 区			
上釜	梅原 常雄	造谷第3・第2(小橋・新興)	嶋田 幸喜	中居	越川 隆好	上沢・荒地・組塚	菅谷與志雄
沢尻・荒地	小沼 健司	下鹿田	清水 紀子	上幡木	瀬尾 泰晴	椎の内・別所釜・町山	高野 恵子
子生第1・第2	佐藤 登	上鹿田	山口 孝雄	梶山の一部	勢司 秀子	大蔵	杉浦 直明
三和・玉田	米川 操	飯田・大沼	木村 榮子	和田・吾妻原・二重作の一部	宮崎 晴夫	台の浜	柳沢美智子
冷水・野田	内田 敏美	大神・和岡	山本 隆	武与釜	菅谷 吉男	汲上（上宿・下宿）	飯島 忠
勝下新田・西勝下	栗田 和子	田崎	田崎ひろ子	堺釜・下沢の一部	小沼 克己	下沢の一部	小沼 敏一
縦山	北澤 洋	上太田	小林 菊代	田子沼・高釜	小野重兵衛	二重作の一部	小室 安雄
勝下	田口 一郎	下太田・箕輪東(大谷川地区)	亀山ふみ子	京知釜	小見 辰男	吾妻原の一部	立木 治
滝浜・滝浜新田	石崎 克孝	箕輪西・箕輪東(大谷川地区除)	畠 和子	濁沢	小松崎和夫	阿玉	下河辺忠明
柏熊新田・湯坪	大貫 ハル	主任児童委員	米川富士子	札の一部・田塚	平山 春江	江川・札の一部	小森 知子
常磐	梅原 勝		高橋真智子	飯島	飯島 泰子	主任児童委員	日向寺葉子
造谷第1・第2(荒屋・荒屋宿)	新堀 喜弘			青山	瀬尾 常雄		中根智恵子

鉾 田 地 区							
七軒町	中村啓次郎	上諏訪	菅谷 秀子	串挽上・串挽下	折笠 定雄	鳥栖新田	落合 元作
	出沼 丈夫	安房北・安房南	方波見勝一	串挽下	海東とく子	新里・寄居	鈴木 勇一
古宿	中根 誠	安房高野	大場とし子	スカイタウン	石崎 章	当間	大槻たみ子
新町・横町	田山 薫	柏熊	渡邊 法彰	野友	浅野 功	飯名・秋山	田山 隼人
本町・旭町	大和 岑生	畑田	石山 則子	西半原・半原	行川 光男	石八戸・南野	山口 幸枝
御城	吉見 麗子	小高根・玄生	鬼澤 道子	借宿新田・栗野	大石 保	徳宿本郷	山口 泰子
本橋・上宿	渡邊 信子	宮内・田中	井坂 邦男	借宿・須賀	二重作勝正	徳宿新田・駒木根	鬼澤 誠
昭和町・仲須	大和田みよ	安塚	田口シヅエ	青柳	海東 悦子	東野	理崎 羊
西町	野口 ハル	青山	井川サタ子	青柳・郡境・札場	鈴木 茂樹	大戸	佐伯ます美
西台	市村はつゑ	美原	米川 正江	大川・菅野谷	打田 進	舟木(額相・土井林)	小松崎梅男
塔ヶ崎	田山 和枝	岡堀米・下荒地	飯塚美代子	紅葉	稲沼 幸子	舟木(仲坪・菖蒲沼)	木村 博
桜本	江幡 正俊	大竹	雉子沼藤作	大和田	平山まゆみ	舟木(北菖蒲沼・遠野・東堺・北山)	藤田 悟
	渡邊 昭	白塚	大貫 忠一	上富田・藤沼	大庭 作蔵	主任児童委員	栗原 浩子
	田島 隆勝	高田・堀之内	森作 武男	下富田	富田 庄		藤枝 礼子
靱負	石崎 愛子	串挽上	渡辺 祐聖	鳥栖本郷	新堀 昇		塙 京子

H20.4.1から

後期高齢者医療
被保険者証

現行

老人保険
医療受給者証

+

健康保険証

◆被保険者証は1枚に

現在使用している「健康保険証」と「老人保健法医療受給者証」にかわり、「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関窓口に提示することになります。

▼医療費負担の割合

制度施行時は、現在の自己負担割合が継承されます。
現在の老人保健と同様に、所得に応じて負担割合が変わります。

現役並み所得者
3割負担

一般
1割負担

後期高齢者医療制度

この制度は国民健康保険や社会保険とは異なる新しい制度で、75歳以上（一定の障害を持つ方は65歳以上）の方を対象としています。現在の老人保健と同様に、療養の給付や入院時の食事代の減額、高額療養費の支給などが受けられます。

▼被保険者となる日

- 平成20年4月1日時点で75歳以上の方 → 平成20年4月から
- 平成20年4月1日以降に75歳になる方 → 誕生日から

※一定の障害を有する方は65歳から
(当制度の被保険者になることで、国民健康保険・社会保険からは脱退となります)

4月から
「後期高齢者医療制度」が始まります

◆後期高齢者医療制度の保険料

- 保険料率は茨城県後期高齢者医療広域連合議会で決定されます。(県内一律で2年ごとに見直し)
- 保険料は個人ごとに算定され、均等割(定額)と所得割(所得に応じて計算)の合計となります。

保険料(年額)
(100円未満切捨て)

=

均等割
37,462円

+

所得割
(※総所得金額等－基礎控除33万円)×7.60%

※総所得金額等
「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」
退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

▼保険料の納め方

- ①原則として年金からの天引き(特別徴収)
②次の条件に該当する方は、納付書による納入(普通徴収)となります
- 年金の年額が18万円未満
 - 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える
 - 年度途中で後期高齢者医療制度に加入

▼均等割の軽減

低所得の方
世帯の所得に応じて均等割を軽減します。(左表参照)

今まで被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方

- 資格を得た月から2年間の保険料は均等割のみとなり、その5割を軽減します。
- 今年4月から9月までは、保険料をいただきません。
- 今年10月から平成21年3月までは、均等割の9割を軽減します。

▼保険料の具体例(収入が年金のみの場合)

(単位:円)

	単身世帯				夫婦2人世帯	
					夫(世帯主)	妻
年金収入	153万	168万	203万	300万	192万	135万
総所得金額等	33万	48万	83万	180万	72万	15万
所得割	0	11,400	38,000	111,720	29,640	0
均等割 (軽減の割合)	11,239	11,239	29,970	37,462	18,731	18,731
	7割軽減		2割軽減	軽減なし	5割軽減	
保険料(年額)	11,200	22,600	67,900	149,100	48,300	18,700

問 茨城県後期高齢者医療広域連合
(制度に関すること) ☎029-309-1212
(保険料に関すること) ☎029-309-1213
市役所保険年金課 ☎33-2111(内線1121~1124)

国民健康保険税の特別徴収が始まります

現在行われている介護保険料の年金からの特別徴収に加え、4月から国民健康保険税も、年金からの特別徴収(天引き)が始まります。

▼対象者

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)で、次の①②の両方を満たす方

①年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る)受給者
②国保税と介護保険料との合算額が年金額の1/2を超えていない方

▼特別徴収・普通徴収の判定事例

事例	世帯主	妻	子	徴収区分
1	72歳(国保)	68歳(国保)		特別徴収
2	72歳(国保)	63歳(国保)		普通徴収
3	78歳(後期高齢、擬制世帯主)	68歳(国保)		普通徴収
4	72歳(社保、擬制世帯主)	68歳(国保)		普通徴収
5	72歳(国保)	68歳(国保)	40歳(国保)	普通徴収
6	72歳(国保)	68歳(国保)	40歳(社保)	特別徴収

特別徴収(年金からの天引き)
普通徴収(納付書または口座振替)

▼特別徴収の開始時期

H19.10.1時点で対象になる方 → 今年4月から
H19.10.2以降H20.4.1までに対象となる方 → 今年10月から

▼徴収月と徴収額

- 仮徴収月(4月・6月・8月) → 前年度の国民健康保険税(年間相当額)の1/6相当の額が隔月ごとに徴収されます。
- 本徴収月(10月・12月・2月) → 当該年度の確定した国民健康保険税年間総額から、仮徴収額を控除した額の1/3の額が隔月ごとに徴収されます。

※国保税の確定が7月であることから本来の税額が特別徴収されるのは、10月(本徴収)からとなります。このため、仮徴収額は、前年度の国保税額から算定した暫定の額となります。
※年金特別徴収の対象者でも、平成20年度中(H20.4.1~H21.3.31)までに75歳に到達する方の国民健康保険税は、これまでどおり納付書または口座振替による納付となります。



開会式の様子



親子マラソンは手をつないでゴール



9時スタートの小学5・6年生の部(2キロ)で幕開け

12月2日、2007ほこたマラソン大会が開催され、小学1年生から最高71歳の方まで、約1400人が健脚を競いました。

ほこたマラソン開催



12月5日に市役所駐車場で銚田市交通対策協議会と銚田地区安全運転管理者協議会合同による交通安全教室が行われ、両協議会会員や市役所職員が銚田警察署交通課職員の説明を受けながら、ライトの遠目、近目の違いや、対向車のライトで歩行者が見えなくなるという蒸発現象などを体験しました。

ゆっくりに走って事故防止

安心して消費できる農産物のために

11月22日と27日、農薬の安全使用に関する研修会が開催され、生産農家や農協職員約200人が参加されました。

鹿行地方総合事務所農林課石川主任による、農薬残留基準超過事例の説明に続き、茨城県営農支援センターの渋谷栄一氏から農薬の安全使用と万が一の場合の対策に関する講話がありました。



「これからは生産の記録が大事。同じ作物でも、生食用と加工用では農薬の使用基準が変わってくるので注意が必要」と渋谷氏

生産過程におけるさまざまな規制について耳を傾ける参加者

放水によるちようちん落とし



市民の防火意識を高めようと、銚田小学校区の5消防分団主催による防災フェスティバルが銚田小学校校庭で開催されました。協賛として新宮地区の畑田分団も参加し、6台の消防車が勢ぞろいしました。

オープニングでは、塔ヶ崎分団によって消防車を使った消火活動の模範動作が披露され、そのきびきびした動きに見学者から大きな拍手が送られました。

毎日が防火デー

■防災フェスティバル 11/23■



銚田消防署によるスモークハウスや水消火器の体験コーナーは子どもたちに大人気



■西台区で消火訓練 11/25■

火災の発生しやすい時期をむかえ、初期消火の技術を学ぼうと、西台区の住民が、銚田消防署員を講師に招き、消火器や消火栓の使い方を学びました。



消火訓練に先立って行われた救急救命講習では、心肺蘇生法の基礎を学びました

「落ち着いてよく狙ってから」と説明をうけて放水！



「1万人はとりあげたかなあ。赤ちゃんの数だけ思い出があるよ」と須藤さん。

この間、銚田町民生委員（35年間）や、銚



拍手を受けながら会場をあとにする須藤さん。お祝いを企画した土井林支部長の浅野耕一さんは「子育てをはじめ、いろいろとお世話になってきた。こうしてみんなが集まれるのも須藤さんの長寿のおかげです」と話してくれました

若いころはいくらでも飲んだよ。アハハハ」と笑う須藤とみさん百歳。



「朝食はパンと牛乳、サラダ、ハム。ビール1杯の晩酌も欠かさない。

田地方助産婦会連絡員、舟木地区婦人会会長（27年間）など、銚田の福祉行政にもご尽力いただきました。

須藤とみさん ●舟木

「100年にか百歳になっちゃったよ」

ほこた語録



ゴールまであと300メートル



記録証は即日発行

完走者成績は2月号でお知らせします。

公開講座

■第8期 ほこた塾

「市民と行政との協働のまちづくり」をテーマとする公開講座です。塾生以外の方も参加できます。

- ◆とき 1/20(日) 14:00開演
- ◆会場 銚田中央公民館(入場無料)
- ◆演題 「協働のまちづくり」
講師 市川紀行氏

問 市役所 企画課 ☎33-2111(内線1302)



市川紀行氏

元美浦村村長。美浦村民による劇団「宙の会」を創設、全国各地で講演を行うなど、住民主役のまちづくりに力を注ぐ。

参加者募集

申込締切 1/29(火)

■銚田市社会福祉協議会ふれあい事業

- ◆とき 2/24(日)
- ◆行先 新橋演舞場(東京)
「わらしべ夫婦双六旅」観劇
- ◆定員 40人(定員超えの場合抽選)
- ◆費用 4,200円/人

▼参加対象

銚田市在住で療育手帳・身体障害者手帳・精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方とその介護者

問 銚田市社会福祉協議会 ☎32-5831

参加者募集

申込期間 1/15(火)~31(木)

ー参加費無料ー

■科学座談会「サイエンスカフェ」

- ◆とき 2/26(火) 14:00~16:00
- ◆会場 銚田保健センター
- ◆テーマ 「サイエンスから考える中高年の運動と健康づくり」
脳卒中と転倒骨折を防止する運動について解説
講師 久野譜也氏 筑波大学院 スポーツ医学専攻

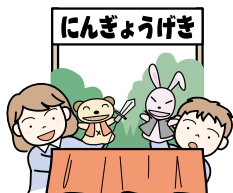
▼参加対象

銚田市在住で50歳以上
定員 40人(先着順)

問・申込 市役所 健康増進課 ☎33-3691

人形劇

- ◆とき 1/26(土) 13:00から
- ◆会場 銚田市立図書館
(2階 視聴覚室)
- ◆出演 「おにぎりの会」



図書館臨時休館のお知らせ

●図書館では新しい管理システムを導入するための作業を実施しています。
機械の設置作業に伴い下記の期間臨時休館とさせていただきます。

◆休館期間 2/5(火)~15(金)

会場に展示された小学生によるポスター



「将来を担う子どもたちのために小児科医は素晴らしい仕事。小児科医が増え、安心して暮らせるようになってほしい」と大熊さん

毎月第3日曜は「家庭の日」



家庭の日推進フォーラム

11/18 銚田中央公民館

青少年育成銚田市民会議主催による「家庭の日推進フォーラム」が行われ、親子連れや学校の先生など約300人が参加しました。

フォーラムは2部制で行われ、1部では鹿行地区生涯学習ボランティアセンターの風間奈保美さんによる、家庭でできるゲームの紹介や読み聞かせと、昨年9月に潮来第一中学校で開催された青少年育成茨城県市民会議主催の「少年の主張茨城大会」で優秀賞を受賞された大熊のぞみさん(大洋中2年)による発表がありました。

2部では青少年育成茨城県市民会議副会長の石津博康氏による「心豊かな子育て」についての基調講演をもとに、参加者によるグループ討議が行われ、それぞれの子育て論、学校と家庭の役割などについて意見交換が行われました。



申告期間 2/18(月)～3/17(月)(土、日は除く)
(詳しい日程は2月号でお知らせします)

平成20年
市民税・県民税申告のお知らせ

問 市役所 税務課
旭支所 (内線 1183・1184)
大支所 3支所・3市民課 2
39・312

申告が必要な方

平成20年1月1日現在、鉾田市に住民登録があり、次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 所得税の確定申告書を提出していない方
- ② 給与支払報告書が勤務先から鉾田市に提出されていない方
- ③ 2つ以上の事業所から給与を受けている方
- ④ 住民登録がなくても実際に鉾田市に住んでおり①②に該当する方
- ⑤ 扶養親族でない方(無収入を含む)

給与所得のみの方

平成19年分の給与支払報告書を勤務先から市役所に提出された方は、申告書の提出は不要です。(ただし、次の控除を受ける方は申告が必要です)

- ・ 雑損控除
- ・ 医療費控除
- ・ 住宅借入金等特別控除

営業所得、日雇給与、不動産所得などがある方

申告書の裏面に収入(売上)金額、必要経費等を必ず記入してください。
※事業所得のある方は関係書類に添付されている収支内訳書に記入してください。

農業の方は収支計算で申告

農業をされている方は収支計算での申告となります。

農業所得に係る伝票(出荷伝票)や領収書を保存しておく必要があります。

所得金額の求め方は、総収入金額から必要経費を差し引いて計算します。

※平成19年中に10万円以上の農機具や農業用建物を取得した場合は、購入日、取得価格など内容のわかるもの(領収書)などを申告相談時に持参してください。

※収支内訳書の作成に便利な「農業収支計算台帳」が市役所(税務課)各支所(市民課)にありますのでご利用ください。

■身体障害者手帳等の交付を受けていない方の障害者控除には、認定書が必要です (市役所 介護福祉課 内線1576)

65歳以上で、寝たきり状態や認知症のある方、あるいは身体障害者に準ずる方、知的障害者に準ずる方に対し、申告時の障害者控除のための認定書を交付します。(すでに、障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、認定書は必要ありません)

- 家屋を取り壊した方(固定資産税係 内線1181・1182)
家屋を平成19年中に取り壊した方は家屋滅失届を提出してください。
届出期限 1/31(木)
※登記済の家屋を取り壊したときは、法務局での「滅失登記」が必要です。
- 納税義務者(名義人)が死亡したとき(固定資産税係 1181・1182)
固定資産名義人が死亡し相続登記をしていない方は「相続人代表者指定届出」を提出してください。
- バイク、軽自動車などの廃車手続(市民税係 内線1183・1184)
バイクや軽自動車を廃棄、紛失、譲渡した場合などは廃車手続をしてください。
手続をされないと引き続き課税されることになります。

申告時に持参していただくもの

- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 収入を証明するもの(源泉徴収票・給与明細書など)
- ④ 事業所得がある方は、必要経費となる領収書、帳簿等
- ⑤ 資産の譲渡(土地の売却など)があった方は、その契約書、または売買金額等のわかる書類
- ⑥ 各種控除に必要な書類
 - イ 社会保険料控除に国民年金保険料を加算する場合は国民年金保険料控除証明書等の支払を証明する書類
 - ロ 生命保険料、地震保険料等の控除を受ける場合はその証明書
 - ハ 医療費控除を受ける場合は領収書、補てんを受けた金額のわかるもの
 - 二 住宅借入金等特別控除を受ける場合は下記のもの
 - ・ 登記事項証明書 ・ 請負契約書または売買契約書の写し
 - ・ 借入金の年末残高証明書 ・ 源泉徴収票
 - ・ 住民票(抄本または謄本)
 - ホ 固定資産税課税明細書(事業所得がある方)
 - ヘ 障害者控除を受ける場合は障害者手帳、認定書

収納課からのお知らせ

問 市役所 収納課 ☎33-2111(内線1172～1174)

■納税は口座振替をご利用ください

市税などの納付にあたっては税目ごとに納期が異なるため、現金で納付いただいている方にはその都度、金融機関や市役所に向いて納入いただいておりますが、市では利便性の向上や滞納防止のために、口座振替による納付を推進しているところです。
口座振替にすると、納期ごとにご指定の口座から自動的に納付できますので納め忘れがなくなるなど、たいへん便利です。

■新規に口座振替をする方はご指定の金融機関で手続をお願いします

■現在口座振替をしている方

- ・ 振替項目の追加や削除 → ご利用の金融機関で手続
- ・ 口座振替をやめる → ご利用の金融機関で手続
- ・ 振替口座の変更 → 利用口座からの振替廃止手続と、新口座からの振替手続が必要です。(金融機関が異なる場合はそれぞれの窓口での手続となります)

(手続きに必要なもの) 通帳 通帳届出印鑑 納税通知書
手続先 (下記金融機関の各本・支店、ただし、ゆうちょ銀行 郵便局は全国どこでも可)

常陽銀行 関東つくば銀行 東日本銀行 茨城銀行
水戸信用金庫 茨城県信用組合 ゆうちょ銀行・郵便局
茨城旭村農業協同組合 かしまなだ農業協同組合

(振替開始時期)

手続時に各金融機関の窓口または市役所収納課でご確認ください。

(残高不足で振替できなかった場合)

振替できなかった場合は、不納通知書とともに納付書を送付しております。

※再振替はしていませんので、振替日の前日までに残高の確認をお願いします。
(振替日当日の入金では振替できない場合がありますので、ご注意ください)

平成20年度から
市税の全期前納報奨金制度が廃止されます

12月の鉾田市議会定例会で市税条例が改正され、市・県民税や固定資産税を全期前納(第1期の納期限までに全期分一括して納付)いただいた場合に交付していた『前納報奨金制度』が平成20年度から廃止となります。

この制度は、税収の早期確保や納税意欲の高揚などを目的に創設されたものですが、市・県民税を給与から差し引いている特別徴収者には適用されないなど、不公平感が生じていました。

鉾田市ではこの制度を見直すべく検討を重ねた結果、制度を導入した当初の目的は皆さまのご協力により達成されたものと判断し、廃止することといたしました。

この制度を利用され、早期納税に努めていただいた皆さまには、心よりお礼申し上げますとともに、制度廃止へのご理解をいただき、今後も納期内納付にご協力くださるようお願いいたします。

ー口座振替で納付されている方の今後の取り扱いー

＜引き続き全期前納をする方＞

これまでどおり第1期の納期限に年税額を振替させていただきます。(特別な手続は不要です)

＜全期前納から期別納付へ変更する方＞

現在ご利用の金融機関等で手続が必要です。
(手続は2月末日までをお願いいたします)

■4月からコンビニエンスストアで納付ができます

平成20年4月から税金などの支払いが全国のコンビニエンスストアでできるようになります。(一部店舗除く)

(納付できる税金などの種類)

固定資産税 市・県民税(普通徴収) 軽自動車税
国民健康保険税 介護保険料(普通徴収)

※平成20年4月以降に送付される納付書から取り扱いします。

小学校新入生に学用品をお贈りします

問 茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-7505

■対象者 ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）で、今年4月に小学校へ入学される児童

■申込先 市役所 子ども家庭課 ☎33-2111(内線1570)

■申込期限 1/31(木)

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給のお知らせ

問 外務省領事局 ドミニカ特別一時金担当 ☎03-3580-3311 茨城県庁 国際課 ☎029-301-2862

昭和31年から昭和34年までの間に(財)日本海外協会連合会の募集に応じてドミニカ共和国に移住された方に対し国から特別一時金が支給されます。

支給を受けるには移住者本人、またはその遺族の方からの請求が必要です。

■請求期限 1/31(木)

松くい虫防除作業を実施

問 市役所 産業経済課 ☎33-2111(内線1166)

海岸保安林の松くい虫防除作業を実施します。

■期間 1月上旬～2月下旬

■区域 柏熊地区から上幡木地区の海岸保安林

■実施内容 被害木の切り倒し(伐倒) 薬剤による幼虫の駆除

不動産公売

問 鉾田市役所収納課 ☎33-2111(内線1173) 行方市役所収納対策課 ☎0299-72-0811(麻生庁舎) 行方市農業委員会事務局 ☎35-2111(北浦庁舎)

日 時 3/5(水) 13:20～14:00

会 場 茨城県行方合同庁舎 (行方市麻生1700-6)

＜入札への参加＞

原則として、公売保証金（表参照）を納付すれば、どなたでも参加できます。

＜公売に関する資料の配布＞

下記の窓口で物件の詳細、必要書類などを記した冊子「公売広報」を配布しています。

◆配布場所

鉾田市役所 収納課
行方市役所 収納対策課
(郵送ご希望の方はご連絡ください)

（ご注意ください）

- ・公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、中止の有無をご確認ください。
- ・買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等に定める、買受人となることができない方は参加できません。
- ・鉾田市は、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、登録免許税等は買受人負担となります。
- ・鉾田市は物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で実施していただきます。
- ・隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

【公売対象不動産】

売却区分	物件の所在	地目	地積(㎡)	見積価額(円)	公売保証金(円)
鉾田19-4	鉾田市大和田字中山1411番2	雑種地	2578	15,670,000	1,570,000
	鉾田市大和田字中山1412番6	雑種地	2664		
鉾田19-5	鉾田市秋山字谷口1番1	雑種地	2135	5,140,000	520,000
鉾田19-6	鉾田市鉾田字加倉井679番63	宅 地	342.39	2,620,000	270,000
行方19-19	行方市蔵川字御船下914番	田	1123	470,000	50,000
行方19-20	行方市三和字帆津倉後2572番	田	1078	460,000	50,000
	行方市三和字帆津倉後2573番	田	383		
行方19-21	行方市玉造字新溝甲1421番	田	1292	640,000	70,000

行方の物件への公売参加には行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要です。手続方法は行方市農業委員会事務局へお問い合わせください。

講習会

●甲種防火管理再講習会

〈とき〉 2/20(水)

〈会場〉 鹿行広域事務組合消防本部

〈定員〉 50人(先着順)

〈受付〉 1/21(月)から

申請書は消防本部 鉾田消防署 旭・大洋各出張所で配布

問 鹿行広域消防本部 予防課 ☎34-71119

●ホームヘルパー養成2級課程

〈期間〉 4月～11月

毎週水(18時～21時)

〈定員〉 40人

〈受講料〉 30,000円(予定)

〈受付〉 (ほかテキスト代負担あり)

問 縦の木荘 ☎37-2155

●福祉用具専門相談員指定講習会

〈期間〉 4月～5月

火・金(18時～21時)

〈受講料〉 15,000円(予定)

〈受付〉 (ほかテキスト代負担あり)

問 縦の木荘 ☎37-2155

●オストミー講習会

〈とき〉 2/24(日) (10時～15時)

〈会場〉 水戸市福祉ボランティア会館(水戸市赤塚)

〈内容〉 講演・相談・装具展示

〈費用〉 1,000円

問 (社)日本オストミー協会茨城県支部 ☎0298-926219

就職支援

●潜在看護職員再就業支援研修

離職期間が長い看護職員の方に再就業していただくための研修です。

〈期間〉 協力医療機関で3日間

〈費用〉 無料

問 (社)茨城県看護協会 ☎029-225-8572

●身体障害者就業支援

身体に障害を持つ方の就業に関する相談をお受けしております。

▼相談窓口

(社)茨城県雇用開発協会 ☎029-221-6698

茨城県障害者職業センター ☎0286-77-7373

ハローワーク常陸鹿嶋 ☎0299-83-2318

学生募集

●水戸南高校

▼定時制課程(昼間・夜間)

〈対象〉 中卒以上

※卒業した中学校を経て出願

※成人特例・外国人特例入学制度有

▼通信制課程

〈対象〉 一般 中卒以上

※中卒でない方には中卒認定試験を実施

問 県立水戸南高校 ☎029-247-6173

●NHK学園

▼広域通信制課程

〈履修〉 3年

〈対象〉 中卒または高校中退者など

〈受付〉 4/20(日)まで

▼社会福祉コース

〈履修〉 2年

〈対象〉 高卒者

〈受付〉 1/21(月)まで

問 NHK学園 ☎042-572-3151

茨城県最低賃金改定

問 茨城労働局 ☎029-224-6216 <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

最低賃金制度は、「最低賃金法」により、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

全ての労働者（臨時・パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用され、使用者と労働者が最低賃金未満の額で合意した場合でも、その賃金は無効となります。また特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

項 目		円/1時間	効力発生日
茨城県最低賃金		665	H19.10.20
産業別最低賃金	鉄 鋼 業	770	H19.12.31
	一般機械器具製造業	758	
	電気機械器具、情報通信機器 電子部品、デバイス、精密機械器具製造業	752	
	各種商品小売業	726	



年頭のご挨拶



鉾田市長
鬼沢 保平

新年明けましておめでとうございます。皆さまにおかれましては清々しく新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。新市誕生から第一の課題であった諸団体の統合も順調に進み、まちづくりの基盤がひとつとなり整ってきたものと実感しております。これもひとえに、関係各位のご尽力のおかげと心より御礼申し上げます。

さて、昨年は食品製造や販売における一連の事件によって、多くの方々の食卓を預かる農業のまちである当市としても食の安全ということをあらためて認識する年になりました。2年後の、高速道路や民間飛行場の供用開始を機に全国をターゲットにした市産業を確立していくため、引き続き安全安心な農産物の生産に努めてまいり所存です。さらに、まちの活性化のために各分野におけるリーダーの育成をはじめ、生活環境の整備と市民の健康増進に努め、「いのちとくらしの先進都市」の実現を目指していきたいと考えております。

今後とも皆さま方のご支援をお願い申し上げ、新年のごあいさつにかえさせていただきます。



鉾田市議会議員
石崎 良一

新年明けましておめでとうございます。市民の皆様にごあいさつを申し上げます。

さて、昨今は、所得・生活水準の格差や企業格差が今まで以上に拡大しています。本市においても三位一体改革・行財政改革など、様々な改革の影響がでてきています。

このような中においても、本市においては市民生活の安全と福祉の向上を図るべく、行政の内容及び運営の方法を改善し、山積する諸課題を着実に乗り越え、市民奉仕の徹底化を図りながら、明るい鉾田市のまちづくりの目標である「いのちとくらしの先進都市」の実現に向けて、私たち議会、さらには責任の重大なことを一層認識し、精進を重ね、市長と十分な意思疎通を図りながらその任を果たしてまいりたいと思っております。

本年も皆様方、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

市民と市長の朝市トーク

- 1/7(月) 鉾田市役所
- 2/4(月) 大洋総合支所
- *時間はいずれも8:15～9:15



いのぼり募集中

4月から5月にかけて北浦湖畔の安塚公園で掲揚するこのぼりを募集しています。ご家庭で不用となったものがありましたら、ご提供ください。

問 市役所 都市計画課
☎33-2111(内線1263)
※旭・大洋支所でもお預かりいたします
返却はしませんのでご了承ください

農業用使用済みプラスチックなどの収集日程

	旭地区	鉾田地区	大洋地区
塩ビ	2/13(水)	2/5(火)	
ポリ	1/9(水)	2/19(火)	
農薬空缶		1/25(金)	1/18(金)

健康カレンダー (各保健センターで実施)

事業名	場所(項目)	1月	2月
乳児健診 BCG接種	鉾田	23(水) (H19.9生)	18(月) (H19.10生)
	旭	10(木)	5(火)
	鉾田 大洋	23(水) 8(火)	18(月) 12(火)
育児相談	旭	1歳半健診	5(火) (H18.5～7生)
	鉾田	1歳半健診	25(金) (H18.6生)
		2歳児 歯科健診	1(金) (H17.7生)
		3歳児健診	22(火) (H16.9生)
	大洋	3歳児健診	8(火) (H16.7～9生)
機能回復訓練 (リハビリ)	旭	9・16・30(水)	6・13・20(水)
	鉾田	10・17・24(木)	7・14・28(木)
	大洋	11・18・25(金)	8・15・22(金)

精神保健事業 (各保健センターで実施)

事業名	場所(時間)	1月	2月
デイケア	鉾田(9:30～11:30)	11・18・25(金)	1・8・15・22・29(金)
	旭(9:30～11:30)	9・23(水)	13・27(水)
フリークラブ	鉾田(9:30～11:30)	16・30(水)	6・20(水)
	大洋(9:30～15:00)	7・21・28(月)	4・18・25(月)

献血の日程

1/21(月)	9:30～11:30	鉾田合同庁舎
	13:00～16:00	ショッピングガーデン アクロス

休日診療

	☎	1月	2月
鉾田病院	32-3313	6・27	17
高須病院	33-2131	13	3・24
ハタミ病院	33-3158	14	10
北浦整形外科	33-2136	20	11



医療機関案内

茨城県救急医療情報システム

電話案内(24時間対応) ☎029-241-4199
インターネット <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
携帯サイト <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

茨城子ども救急電話相談

毎日(18:30～22:30) ☎029-254-9900
(プッシュ回線電話 #8000)

中毒110番

つ く ば(9:00～21:00) ☎029-852-9999
大 阪(24時間対応) ☎072-727-2499
日本中毒情報センター <http://www.j-poison-ic.or.jp/>

火災・緊急

	(一般の問い合わせ)
110 鉾田警察署	☎34-0110
119 鉾田消防署	☎34-0119
旭出張所	☎34-4119
大洋出張所	☎34-5119
火災情報テレホンサービス	☎32-2119
防災無線テレホンサービス	☎34-8770
	☎34-8771

広報ほこた 2008(H20)1月号

編集・発行
鉾田市役所 総務部 秘書広聴課
〒311-1592
茨城県鉾田市鉾田1444-1
☎ 0291-33-2111
FAX 0291-32-4443
<http://www.city.hokota.lg.jp/>

■市人口(H19.12.1現在)	
総数	52,197人
男	26,191人
女	26,006人
世帯数	16,734戸

鉾田市民憲章

- ・水と緑ゆたかな自然を誇り、美しい環境をつくります
- ・思いやりを大切にし、助け合いと感謝のこころを育みます
- ・健康で働き、活気ある産業を築きます
- ・教養を深め、高い文化を培います
- ・きまりを守り、安心して暮らせるまちをつくります

平成19年2月28日制定



鉾田の花
ヒマワリ



鉾田の木
サクラ



鉾田の鳥
ウグイス